

藤沢市

不妊治療費（先進医療分）助成事業のご案内

藤沢市では不妊症の治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険適用の不妊治療（体外受精・顕微授精等）を行う際に、併用して先進医療を受けた方に対し、先進医療費の一部を助成しています。

助成対象となる治療

- ◆ 保険診療の体外受精及び顕微授精等と併せて実施した「先進医療」
 - ※ 先進医療とは、厚生労働省より先進医療として告示されている治療・技術です。実施医療機関として、厚生労働省の承認を受けていることが必要です。
 - ※ 次の治療は対象外です。
 - ・ 人工授精等の一般不妊治療
 - ・ 全額自己負担で実施した体外受精及び顕微授精と併せて実施した治療

助成を受けることのできる方

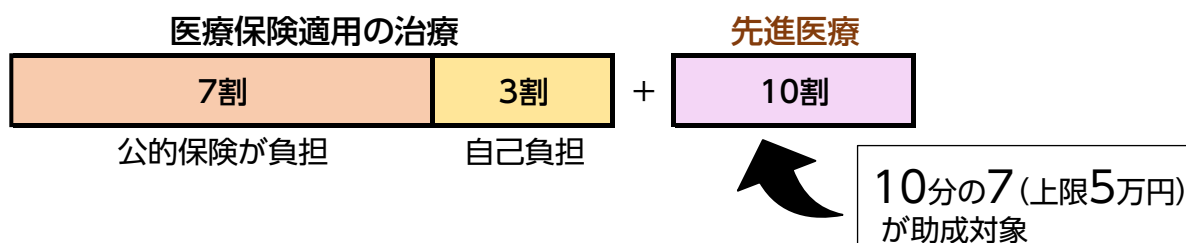
次の要件をすべて満たしている方が対象です

- ・ 医療保険適用の体外受精・顕微授精等と併用して先進医療を受けていること
- ・ 治療開始日及び申請日時点で、法律上の婚姻をしているまたは事実婚であること
- ・ 申請日時点で、夫婦の両方または一方が藤沢市民であること
- ・ 藤沢市の市税等を滞納していないこと
- ・ 当該治療費について、他の自治体で同様の助成を受けていないこと



助成金額

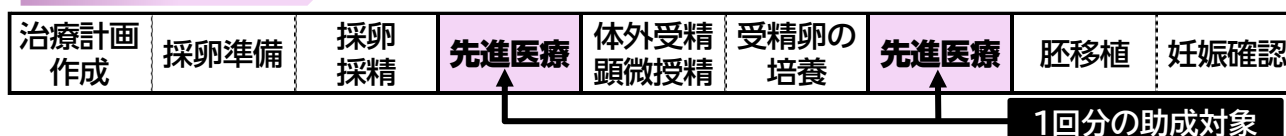
1回の治療(※)で先進医療に要した費用のうち、10分の7の金額を助成します（上限5万円）



※「1回の治療」とは

医師が治療計画を作成した日から妊娠の確認（医師の判断によりやむを得ず中止した場合を含む）までの一連の過程を指します。

1回の治療（例）



助成回数

医療保険で治療できる回数

◆ 初回の治療開始時点での妻の年齢が

- ・ 40歳未満の場合 ➤ 1子につき胚移植6回まで
- ・ 40歳以上43歳未満の場合 ➤ 1子につき胚移植3回まで

※胚移植できずに中止した治療も医療保険適用であれば対象となります。

申請に必要な書類

1. 藤沢市不妊治療費(先進医療分)助成金交付申請書兼請求書
 2. 藤沢市不妊治療費(先進医療分)助成事業受診等証明書
 3. 保険医療機関が発行した領収書の写し
 4. 夫婦それぞれの住民票の写し(※)
 5. 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)もしくは戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(※)
- (※)の書類は、原則発行から3か月以内のものをご用意ください。ただし、市内に住所を有する場合等、市で内容を確認できる場合は省略可能です。

申請方法

1回の治療終了後、申請に必要な書類を揃えて、次のいずれかの方法で申請してください。

【窓口申請】

親子すこやか課(南・北保健センター)、各市民センター(藤沢市民センターを除く)

※親子すこやか課以外の受付時間は8時30分から17時まで(正午～13時を除く)。

【電子申請】

右の二次元コードから申請してください。

※必要書類のデータ添付が必要です。
あらかじめご準備ください。



【郵送申請】

親子すこやか課(南保健センター)へ
必要書類をご郵送ください。

申請期限

治療終了日から6か月以内

※ 申請期限を過ぎた申請は受付できませんのでご注意ください。

問い合わせ・郵送申請先

藤沢市役所 親子すこやか課

住所：〒251-0022

藤沢市鵜沼2131-1 藤沢市保健所・南保健センター1階

電話：0466-50-3522

制度の詳細、申請書式は
市ホームページをご覧ください

藤沢市 不妊治療助成

検索



(市ホームページ二次元コード)